

日本学術会議第 13 期会員選挙日程変更を決定

—日本学術会議第 90 回総会（臨時）報告—

6月20日13時30分、第90回総会（臨時）は定刻どおり開催された。これは、さきに5月25日の運営審議会で、次期（第13期）会員選挙の実施に関し特例措置を講ずる必要性を認めたことによるものである。

総会では、会長から総務長官との会談の模様、経過報告及び今回の総会召集の趣旨説明が行われた後、1. 第13期会員選挙規則に定める期日の臨時特例に関する規則の制定 2. 選挙規則における選挙用はがきの廃止 3. 第13期会員選挙に当たつて通算3期を超えて会員となることの自肅（申合せ）の3提案の審議がなされ、その後、最近の状勢に対応する会長の姿勢等を巡つて質疑応答があり、16時45分に閉会した。

1. 選挙期日等の臨時特例に関する規則の制定

会長提案に係る第1議案の趣旨は、次のとおりである。第13期会員選挙に関する業務は既に実施されつつあるが、4月上旬～中旬に行われるはずであつた第2次資格審査が、日本学術会議法改正法案（以下「改正法案」という。）が国会に提出されるなどの状況によつて選挙が行われない可能性があつたため、ぎりぎりの時点まで執行を見合せていた。しかし、法案が衆議院で継続審議となつたため、次期国会でこの改正法案がどのような運命をたどるにせよ、選挙の執行に着手しなければならない。既に作業は開始されているが、従来どおりの日程では技術的にみて困難である。この際、選挙規則の本体には触れず、最小限の必要措置として、次のように、約40日間日程をずらすこととし、第13期会員選挙の円滑な実施を図りたいとするものである。

有権者名簿縦覧	8月17日～26日
立候補届・推薦届受付	8月27日～9月10日
選挙公報登載申請締切	10月1日
選挙期日官報公示期限	選挙期日の70日前
	10月10日
選挙運動用はがき検印	10月15日～31日
投票用紙・選挙公報発送	11月11日～21日
選挙期日＝郵送到着締切	任期満了前30日
	12月19日
開票	12月22日～24日
当選者の官報公示	12月下旬
当選者への告知	

選挙の手続きは以上のように進めても、国会で継続審議中の改正法案が選挙途中で成立すれば選挙の執行が中止されることもあり得る。

この採決に先立つて選挙に関連の深い第2議案の審議が行われ、その終了後、第1議案が圧倒的な挙手多数で原案どおり可決された。

2. 選挙用はがき廃止問題

第2議案は米田幸夫、桐栄良三会員を始め27名の会員の共同提案に係るものである。提案理由は、「日本学

術会議改革要綱」（第86回総会採択）（以下「改革要綱」という。）では「選挙の公正を期するため、選挙公報を充実するとともに、現行の選挙用はがきを全廃する」と明記されているから、この精神を尊重して、次の選挙では即時可能な選挙用はがきの廃止を実行することが望ましいということにあつた。議場では賛否ともごもの議論が交わされた。賛成論の骨子は、「改革要綱」の一部でも学術会議として決定したことは、他と整合性を有する限り実行して行くのが当然であるし、このことが学術会議の改革への主体的姿勢を示すものであるという点にあつた。反対論の骨子は、選挙の差し迫った時期に、しかも選挙用はがきの制限枚数を5,000枚以下と定めて一度も実施されていない時期に「改革要綱」のこの部分だけを抜き出して実施することは適当ではなく、現在は現行規則のまま手続きを進めるべきであるという点にあつた。採決は無記名投票で行われた結果、賛成62、反対83、白票20（総数165）で提案は否決された。

3. 通算4選以上自肅申合せ問題

第3議案は米田幸夫、桐栄良三会員を始め24名の会員の共同提案に係るものである。提案理由は、「改革要綱」には「任期は現行どおり3年とするも、通算4選を禁止する。」と明記されているから、この精神を尊重して現在の会員で既に通算3期以上に渡つている者は、その自由意思により、立候補しないこと、また推薦されても受諾しないことを申合せる。」ということにあつた。法的拘束力のある多選禁止は法改正を要するが、現会員の多選自肅については申合せを行えば目的の大半を達成することができるという趣旨である。これまた賛否両論が活発に行われた。賛成論の骨子は、この案の否決は学術会議の自主改革能力への疑惑、又会員の新陳代謝へのブレーキをもたらすことであること、などであつた。反対論の骨子は、申合せに拘束力はないから候補者間に混乱や不均衡を生ずる上、有権者の立候補権や推薦権を実質的に侵害することになりかねない。また緊急の次期選挙に際して、この申合せの結果候補者の確保が困難となるおそれも出て來ること、などであつた。採決は無記名投票で行われた結果、賛成59、反対92、白票11（総数162）で提案は否決された。

4. 質疑応答

提案審議終了後、最近の状勢を前にして会長の基本的な対応姿勢について質疑応答が行われた。ここで会長は、前総会で学術会議が行つた声明は「改正法案には重大な問題点があり慎重審議が必要である」ことを指摘したものと理解している。会長としては「学術会議の意向を基礎として、常に会議のしかるべき機関に諮詢して対処して行きたい。」という所信が述べられた。

（日本学術会議広報委員会）